

一、解任年当制定ノ件

年限ニ不均一九〇日方 支店

一、勤続年当制定

解任ノ際解任年当卜共ニ退職年当ノ

算、以テ支店以下

一、最低賃金制定ノ件

日給 一、八〇円

一、待遇改善品：平元ノ件

引合新御座、由 薪給時間ニ短縮

之ニ對シ、日給金額ヲ支給スル下

以テ初知欠薪一週以上：滞り 日給ノ

半額、支給スル下

6.

一、工場発生強備ニ平元ノ件

(一) 倉庫ノ強備

(二) 脱衣室ノ設置

(三) 直風強備、完全ニ之ヲ

(四) 洗面場ノ設置

一、今回、解任ノ件、年次解決後、行フ下

在、用ヲ要求再行

目 日 徳林 清也

轉田 市郎

長田 文雄

山口 三郎

徳堂 清一郎